

第 17 期藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員委嘱式
及び令和 7 年度第 1 回藤沢市廃棄物減量等推進審議会

2025 年（令和 7 年）5 月 21 日（水）

藤沢市環境部環境総務課

午後 2 時 00 分 開会

1 第 17 期藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員委嘱式

(1) 委嘱状交付

○戸塚参事 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はご多用の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日の進行を務めます藤沢市環境総務課長の戸塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の次第に沿いまして本日進めさせていただきたいと思います。

それでは、次第の 1 「第 17 期藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱式」を始めます。

まず初めに、鈴木市長から皆様に委嘱状を交付いたします。交付に当たりましては、市長が皆様のお席まで参ります。本日お配りしております名簿の順に私がお名前をお呼びいたしますので、お名前を呼ばれましたら、大変恐縮ではございますが、その場でご起立の上、委嘱状をお受け取りください。

また、本日は橋詰委員がオンラインの出席となっておりますので、委嘱状の交付は後日お渡しさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、お名前をお呼びいたします。秋山るみ様。

○鈴木市長 秋山るみ様。藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員を委嘱します。任期は 2025 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までとします。

藤沢市長。よろしくお願いいたします。

〔鈴木市長より秋山委員に委嘱状を手交する〕

○戸塚参事 植田千鶴子様。

○鈴木市長 植田千鶴子様。藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員を委嘱します。よろしくお願いいたします。

〔鈴木市長より植田委員に委嘱状を手交する〕

○戸塚参事 金田勝俊様。

○鈴木市長 金田勝俊様。藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員を委嘱します。よろしくお願いいたします。

〔鈴木市長より金田委員に委嘱状を手交する〕

○戸塚参事 川越義則様。

○鈴木市長 川越義則様。藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員を委嘱します。よろしくお願いいたします。

〔鈴木市長より川越委員に委嘱状を手交する〕

○戸塚参事 北野直如様。

○鈴木市長 北野直如様。藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員を委嘱します。よろしくお願いいたします
ます。

〔鈴木市長より北野委員に委嘱状を手交する〕

○戸塚参事 佐藤 輝様。

○鈴木市長 佐藤 輝様。藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員を委嘱します。よろしくお願いいたします
ます。

〔鈴木市長より佐藤委員に委嘱状を手交する〕

○戸塚参事 高田 元様。

○鈴木市長 高田 元様。藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員を委嘱します。よろしくお願いいたします
ます。

〔鈴木市長より高田委員に委嘱状を手交する〕

○戸塚参事 中村晶子様。

○鈴木市長 中村晶子様。藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員を委嘱します。よろしくお願いいたします
ます。

〔鈴木市長より中村委員に委嘱状を手交する〕

○戸塚参事 野中誉子様。

○鈴木市長 野中誉子様。藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員を委嘱します。よろしくお願いいたします
ます。

〔鈴木市長より野中委員に委嘱状を手交する〕

○戸塚参事 橋詰委員におかれましてはオンラインとなりますので、後日お渡しいたします。

藤原恭子様。

○鈴木市長 藤原恭子様。藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員を委嘱します。よろしくお願いいたします
ます。

〔鈴木市長より藤原委員に委嘱状を手交する〕

○戸塚参事 秀平敦子様。

○鈴木市長 秀平敦子様。藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員を委嘱します。よろしくお願いいたします
ます。

〔鈴木市長より秀平委員に委嘱状を手交する〕

○戸塚参事 前田 孝様。

○鈴木市長 前田 孝様。藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員を委嘱します。よろしくお願いいたします
ます。

〔鈴木市長より前田委員に委嘱状を手交する〕

○戸塚参事 松浦治美様。

○鈴木市長 松浦治美様。藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員を委嘱します。よろしくお願いいたします。

〔鈴木市長より松浦委員に委嘱状を手交する〕

○戸塚参事 八幡慶治様。

○鈴木市長 八幡慶治様。藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員を委嘱します。よろしくお願いいたします。

〔鈴木市長より八幡委員に委嘱状を手交する〕

○戸塚参事 横田 勇様。

○鈴木市長 横田 勇様。藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員を委嘱します。よろしくお願いいたします。

〔鈴木市長より横田委員に委嘱状を手交する〕

○戸塚参事 ありがとうございました。委員の皆様、2年間どうぞよろしくお願いいたします。

（２）市長あいさつ

○戸塚参事 それでは、ここで鈴木市長からご挨拶をお願いいたします。

○鈴木市長 皆さん、こんにちは。市長の鈴木でございます。

本日はお忙しい中、廃棄物減量等推進審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただいま皆様に委嘱状をお渡しさせていただきました。2年間の任期となりますが、この2年間のうちにも、計画の改定や、社会情勢もさまざまに変化してくるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

藤沢市では、今、地球温暖化対策も含めて、ごみの処理が大変課題になっているところでございます。特に災害のときの廃棄物の処理は、能登半島地震を初めとした大きな災害でも大変な課題となってきました。

岩手県の大船渡市さんと藤沢市とは災害連携協定を結んでおりまして、ちょうど先月、皆さんからいただいた義援金を届けに行き、山野火災の様子も見てまいりましたが、焼けた廃木の処理あるいは再生ということもなかなか計画が立たず、おぼつかない状況にあるということも課題として深刻な状況になっている、このように聞いてまいりました。

また、藤沢市では、焼却炉を絶えずリニューアルしております。老朽化が早いものですから、今年度から令和10年度までにかけてまして、石名坂環境事業所における施設のリニューアルを始めたところでございます。こういったことによりまして、少しでもごみが減量し、また埋め立て処理が

なくなっていく、こういったことも行ってまいりたいと思っているところでございます。

皆様方には、この2年間、環境行政につきまして、さまざまな角度からご意見をいただきながら、よりよい形で減量化が進むことについて一緒に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○戸塚参事 鈴木市長、ありがとうございました。

以上をもちまして第17期藤沢市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱式を閉式とさせていただきます。

鈴木市長におかれましては、この後、別の公務がございますので、こちらで退席いたします。ありがとうございました。

2 第1回藤沢市廃棄物減量等推進審議会

(1) 委員及び事務局紹介

○戸塚参事 続きまして、次第の2といたしまして、令和7年度第1回の廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。引き続き私、戸塚が進行いたします。

まず、本審議会は、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、20名の委員で組織しております。また、同条例の規則によりまして、本審議会の開催要件は委員の過半数の出席が必要となっております。

本日は出席が16名となっておりますので、審議会の開催要件を満たしていることをご報告いたします。本日、4人の委員の方がご欠席されておりますが、1人を除いて委任状を提出されておりますので、ご本人にかわって会長が議決権を行使しますので、ご承知おきください。

なお、傍聴される方はいらっしゃいませんでしたので、あわせてご報告いたします。

また、この審議会の会議録につきましては、「藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づきまして、閲覧に供されますので、ご承知おきください。

続きまして、本日の会議の資料の確認をさせていただきます。

まず、本日お机の上に置かせていただきました当日配布資料4点といたしまして、1点目が「次第」、2点目が本日の「座席表」、3点目が「名簿」、名簿の裏面が職員の名簿になっております。4点目が資料1に差し替えがございましたので、差し替え資料、16ページ、17ページの部分を配布しております。

続いて、事前に郵送でお送りしております5つの資料といたしまして、1点目が「資料1 藤沢市一般廃棄物処理基本計画の進行管理状況等について」、2点目が「資料2-1 藤沢市災害廃棄物処理計画について」、3点目が「資料2-2 災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインに基づく、現行計画の評価について」、4点目が「資料2-3 藤沢市災害廃棄物処理計画改定スケジ

ュール」、5点目が「資料3 ごみ減量推進店制度の見直し（今後の在り方）について」となっております。

過不足等ございますでしょうか。——大丈夫でしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。

本日この審議会は第1回の会議になりますので、大変恐れ入りますが、委員の皆様から自己紹介を、本日お配りしております名簿の順に、秋山委員から一言ずつお願いできればと思います。

なお、橋詰委員におかれましては、最後をお願いできればと思います。

それでは、秋山委員からよろしくお願いいたします。

○秋山委員 藤沢市小学校特別支援学校教頭会から出させていただきます八松小学校教頭の秋山るみと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○植田委員 ごみのことに興味を持ちましたので応募させていただきました。植田千鶴子と申します。よろしくお願いいたします。

○金田委員 藤沢市資源循環協同組合の代表理事を務めております金田と申します。資源回収とリサイクルプラザ藤沢の運営を担当しております。よろしくお願いいたします。

○川越委員 日本大学生物資源科学部から参りました川越と申します。専門が農産物等の収穫処理技術ということで、この審議会では食品ロスとかそういったことにかかわるかなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○北野委員 市民公募の北野と申します。現在、会社員で、仕事のネットワーク工事で産廃とか出しているのですが、ごみの排出に関して興味がありまして応募しました。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 横浜市のフェリス女学院大学で、国際社会、環境専攻の教員をしております佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

○高田委員 一般公募の高田と申します。私は一般企業で、環境推進とか、CO₂の削減等の活動をしておりまして、今回興味を持って応募させていただきました。よろしくお願いいたします。

○中村委員 初めまして。一主婦としてごみ問題を勉強させていただきたいと思っております。中村晶子と申します。よろしくお願いいたします。

○野中委員 こんにちは。湘南工科大学の野中と申します。専門は機械工学と材料力学などを教えておりまして、FRPを研究で扱っている関係で、プラスチックのリサイクルのところに興味を持って参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原委員 市民公募で参加させていただきます13番の藤原と申します。ふだんは片瀬地区の生活環境協議会の会長を務めさせていただいております。そちらの立場から一般市民の目で何かお手伝いできればなと思いまして参加いたしました。よろしくお願いいたします。

○秀平委員 神奈川県湘南地域県政総合センター環境調整課の秀平と申します。ふだんは産業廃棄物

とかの許認可等をやっております。あとは一般廃棄物の処理施設の許認可等もやっております。よろしくをお願いします。

○前田委員 前田と申します。藤沢市生活環境連絡協議会の会長をやらせていただいております。よろしくをお願いします。

○松浦委員 松浦と申します。昨年までかながわ海岸美化財団という、神奈川県海岸清掃をしている団体の代表理事をしておりました。よろしくお願いいたします。

○八幡委員 藤沢地区廃棄物対策協議会の会長として参加させていただきます。いすゞ自動車の八幡と申します。よろしくお願いいたします。

○横田委員 横田と申します。初めに私は厚生省というところに入りましたが、そこではごみとし尿を担当している課に入りました。それからしばらくして大学のほうに移りましたが、相変わらず仕事の内容は廃棄物を中心とした環境問題に取り組んでおります。よろしくお願いいたします。

○戸塚参事 それでは、橋詰委員、よろしくお願いいたします。

○橋詰委員 自己紹介としては長くなってしまいますが、ご容赦ください。名簿の選出区分が学識経験者となっていますが、ちゃんと書くと、多摩大学グローバルスタディーズ学部元教授となります。元というのは、昨年3月で70歳になって年齢制限でやめたということです。

私はもともと厚生省、環境省で廃棄物その他の関係行政をやってまして、縁あって2009年に大学に転じて、それ以来この減量審にもかかわらせていただいています。この2～3期は副会長にご指名いただいています。住んでいるのは残念ながら藤沢ではなくて、まだごみの有料化をやっていないちょっと大きな隣の住民です。

ここから申し上げたいことが2つありまして、1つは、こんなふうにオンラインで参加をしております。実は今私は神田の近辺におりまして、ある団体の年次総会に出ているのです。私は監事なんです。実はこの総会のほうが先に日程が決まってしまうので、先に予定を言われたので、やむを得ない。監事なので、監事報告をしないとイケないのです。審議会と総会の両方の事務局に相談して、こんなふうに大部分は審議会に出るけれども、そのときだけ総会に出ますからと、こんなことでございまして、総会の片隅でぼそぼそしゃべっているという状況でございます。ご容赦くださいということが1点。

それから、これが一番キーになるのですが、きょうは初回ということですが、いきなりこのようなことを申し上げますが、実は私はことしの8月6日からラオスに3年間、JICA専門家として派遣されることになったのです。それがつい連休の前に決まったのです。したがって、当然この審議会には会場に出席することができなくなって、時差は2時間ですので、リモート参加は可能ではある。そういう意味では、これは練習になっているのですけれども。そのようなことになっておりまして、事務局には、参加するにしてもそのような形式になるので、それでいいのでしょうか

かということを実は相談している。その辺は事務局がお考えくださっているわけです。

この話自身は昨年4月に出た話だったのですが、私も71歳になって、現実になるかどうか、一番の心配は、健康問題だなと。私もそこそこの健康のつもりですが、若い人と同じレベルで評価されたらこれはわからぬな。五分五分だなと思ってしまして、1年間ずっと黙っていたのです。ただ、事務局には、こうなるかもという話はしていたのです。前々から審議会の方々もいらっしゃいますが、一切この話をしてこなかったのは本当に申しわけないのですけれども、このようなことになっているということでございます。

今回は7月17日と聞いておりますが、まだ日本におりますので、会場に参加する予定でございますが、この先出るとしても、このような形式になるということでご容赦いただきたい。すみません、長くなりました。

○戸塚参事 ありがとうございます。

続きまして、ここで少しお時間をいただきまして、本日出席の市職員も、お配りしている市の職員名簿の順番に自己紹介をいたします。

それでは、村山環境部長からお願いいたします。

○村山部長 改めまして、皆様、こんにちは。環境部長をしております村山と申します。引き続きよろしくをお願いいたします。

少しご案内ですが、この4月に藤沢市では組織改正がございまして、環境部も一部組織が変わっております。

1つは、地球温暖化対策、2050年のカーボンニュートラルに向けて、より脱炭素の取り組みを進めていくということで、これまで環境総務課の中にゼロカーボン推進担当という位置づけがされていたのですけれども、これを課相当のものに格上げしまして、4月からゼロカーボン推進課という形で、新たに組織を編成して取り組みを進めていくことになっております。

もう一つ、市内にごみの焼却施設として石名坂環境事業所と北部環境事業所と2カ所ございます。こちらもうやはり安定的なごみ処理をするということで、整備計画等はこれから進めていきますけれども、その辺を統括して行う課として、環境施設課を本庁に配置いたしまして、今後進めていくことになりました。そのあたり組織改正がございましたので、ご案内ということで、この紹介の中でさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○戸塚参事 引き続き名簿の2番目になります私、環境総務課の課長で戸塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○大久保センター長 皆さん、こんにちは。環境事業センター、センター長の久保と申します。よろしくをお願いいたします。

○新井主幹 環境事業センターの主幹をしております新井と申します。よろしくお願いします。

- 高橋主幹 同しく環境事業センターの高橋と申します。よろしくお願いいたします。
- 福岡センター長補佐 同しく環境事業センターの福岡と申します。よろしくお願いいたします。
- 岩間主任 同しく環境事業センターの岩間と申します。よろしくお願いいたします。
- 清水所長 北部環境事業所の清水と申します。よろしくお願いいたします。
- 根本所長 石名坂環境事業所の所長を務めさせていただいています根本です。よろしくお願いいたします。
- 中関主幹 環境施設課、中関と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 森主幹 防災政策課の主幹の森と申します。よろしくお願いいたします。
- 濱野主幹 環境総務課の主幹をしております濱野と申します。よろしくお願いいたします。
- 木下課長 ゼロカーボン推進課長、木下と申します。よろしくお願いいたします。
- 石田課長補佐 同しくゼロカーボン推進課の石田と申します。よろしくお願いいたします。
- 西村課長補佐 環境総務課の西村と申します。よろしくお願いいたします。
- 菊地課長補佐 環境総務課の菊地と申します。よろしくお願いいたします。
- 亀谷上級主査 環境総務課の亀谷と申します。よろしくお願いいたします。
- 市川主任 環境総務課、市川と申します。よろしくお願いいたします。
- 戸塚参事 職員の紹介につきましては以上となります。

また、今回、第1回にはおりませんが、第2回以降の審議会では、災害廃棄物処理計画の改定の審議を予定しておりますので、計画改定業務の受託業者であります国際航業株式会社が同席いたしますので、ご承知おきください。ここまでで次第の2の（1）が終了したところになります。

（2）会長及び副会長の選出

- 戸塚参事 続きまして、次第の2の（2）「会長及び副会長の選出」でございます。

会長及び副会長につきましては、条例規則第3条第1項の規定に基づきまして、委員の皆様の互選により選出することとなっております。どなたかご意見等のある方はいらっしゃいますでしょうか。

- 金田委員 事務局一任でお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 戸塚参事 ただいま金田委員から事務局一任という声がありましたけれども、皆様、ご意見ございますでしょうか。事務局一任ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 戸塚参事 ありがとうございます。それでは、事務局から発言させていただきます。

これまでの審議会において委員をお務めいただき、また多数の審議会において会長を務められております廃棄物処理等にも造詣の深い横田委員を会長にお願いしたいと存じますが、皆様、いかが

でしょうか。よろしいでしょうか。

〔拍手起こる〕

○戸塚参事 皆様から拍手がございました。ありがとうございます。皆様の拍手をもって横田委員に会長をお願いしたいと思います。では、横田委員、よろしいでしょうか。

○横田委員 承知いたしました。

○戸塚参事 ありがとうございます。

そして、副会長についてでございます。今事務局一任という声をいただいたところなのですが、事務局といたしましては、前期の副会長であり、廃棄物処理等に造詣の深い橋詰委員ということで考えておったのですが、先ほど自己紹介のお話でもありましたとおり、JICAでのラオスへの派遣が決定したということを受けまして、大変申しわけございません、副会長の職につきましては、第2回の審議会で互選をさせていただければと思っておりますが、皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○戸塚参事 それでは、前期、第16期に続きまして、会長を横田委員、副会長は次回の第2回の審議会で互選させていただければと思います。そういうことで、横田委員、よろしく願いいたします。

それでは、会長を横田委員をお願いしたいと存じます。会長におかれましては、恐れ入りますが、会長席にお移り願えればと思います。

〔横田委員、会長席に移る〕

○戸塚参事 会長が決まりましたので、議題に入る前に横田会長からご挨拶を賜りたいと思います。横田会長、よろしくお願いいたします。

○横田会長 先ほど自己紹介のときにもお話ししましたが、私が厚生省に入りましたのは1969年です。今の廃棄物処理法、すなわち廃棄物の処理及び清掃に関する法律という非常に長い名前の法律ができましたのが、ちょうど翌年の1970年です。ですから、それ以来、廃棄物処理法も55年もたつわけですね。半世紀以上もたったわけですね。最初は非常に簡単な法律だったのですが、今は三段表まで含めると、まるで電話帳のような物すごく大部な廃棄物処理法体系になっております。

私が役所に入りましたときには、先ほど申しましたように、厚生省ではごみと尿が主体となった清掃法という戦後できた法律があったのですが、その清掃法を全面的に改正する。何で改正したかといいますと、その当時、公害問題が非常に猛威を振るっているというとおかしいのですが、全国を公害の嵐が吹きまくっておりまして、何が何でも公害対策を重要視しなければならないというのが当時の環境問題の最大の重要課題だったのです。

したがって、公害のもとになるのは、やはり産業から出ていく廃液とかガスとか、そういったものである。そうすると、その公害を出す原因である物質は、もともと廃棄物だったわけだから、産業から出る廃棄物をきちんと処理することが公害対策の一番の課題ではないか。こういうことに

なったために、清掃法の中に、ほとんど無理やりに近い状態ですが、産業廃棄物というものを入れてしまえということで、でき上がったのが廃棄物処理法という法律であります。

ですから、名前もそのとおり、単に廃棄物処理法という名前で国会まで出たわけですが、野党の先生から、日本には清掃という非常に大切な思想がある。その清掃の考え方をなくして、単に廃棄物処理とは何事だというご意見が出まして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律という名前になった次第であります。そのとき初めて廃棄物という名前も生まれましたし、粗大ごみという名前もそのときつくれ、産業廃棄物というものも初めてできたわけです。それまでは企業の事業所から出るものは多量の不要物あるいは汚物であるという形で扱われていたのですが、それが産業廃棄物という名のもとに統合されたわけであります。

そう言うものの、清掃法は、確かに非常に伝統的に歴史ある体系がもう既にできていたのですから、その体系をさらに伸ばしていくわけですが、当時は、各地方自治体では、特別清掃地域というものを特定しまして、市町村がサービスするエリアは特別清掃地域に限っていました。山奥までごみ処理を収集・運搬するのは大変だということもあったと思います。そういうところを除いた形で、比較的密集しているような地域を、特別清掃地域という形で処理の対象にしてきたのですが、廃棄物処理法では、その特別清掃地域を取っ払ったわけです。当時は市町村の固有事務と呼んでいましたが、廃棄物の処理を全市町村の固有事務である清掃事業の対象とするということになった次第であります。

私もたまたまその課に入ったものですから、それ以来、廃棄物とのつながりができまして、役所をやめて大学のほうへ移った後も、廃棄物との縁は切れずに、今日こうやっている次第であります。たまたま藤沢市にも私は五十数年住んでいるものですから、この審議会のお世話になって、今のような仕事をさせていただいている次第でございます。ひとつ皆様方の藤沢市に対する深いお考えを、この審議会の審議に反映をしていただければと思います。

特に藤沢市は、今全国的に人口が減っている中でも、人口が減らない。むしろ最近までずっとふえている、最も活気ある都市の1つだと思っております。また、大体どこの市町村でも処理施設の整備にも非常に解決困難な問題を抱えるというのが常なのですが、藤沢市に関しては、藤沢市の廃棄物のご担当の方の成果だと思いますが、最終処分地に関しても立派なものが整えられておりますし、中間処理施設についても地元の反対等も聞いたことはあまりないのです。非常にスムーズな形で廃棄物処理業務が進められているということは、私は非常にすばらしいものだと思っております。

そういったことで、この審議会をこれからも続けていくためには、審議会の皆さんの鋭い洞察で、さらに藤沢市の清掃事業、廃棄物処理事業が円滑に進んでいかれるよう、先ほど市長さんのお話では脱炭素、部長さんのお話にもありましたが、地球温暖化対策あるいは災害対策です。もともと日本は地震大国で、地震が多い国なのですが、温暖化のために毎年のように大きな災害に見舞われる

状況になってきております。これは全世界がそうだと思いますけれども、そういった出現確率が高くなっているのは地球温暖化のせいではないかというのはほぼ確実視されております。

そういう意味で、廃棄物処理もその中でやっていくには非常に難しい問題も抱えているわけですが、特に人口密集地帯であるこの東海地域に大震災が起きた場合には、広域処理体制とかいうものの、実際に隣近所の町じゅうが全て同じ立場で困窮しているときに、一体どうやったらいいのだろうかと迷うことになるかと思えます。そういうことが少なくとも軽減されるような形でいくにはどうしたらよいかというのは、日ごろから考えていく必要があります、その辺の審議もこれからやっていくことになるかと思いますが、積極的なご審議を期待しております。よろしく願いいたします。

○戸塚参事 横田会長、ありがとうございました。

(3) 議題

ア 藤沢市一般廃棄物処理基本計画の進行管理状況等について

○戸塚参事 それでは、次第に沿いまして、議事を進行させていただきます。

条例規則によりまして、審議会の議長には会長が当たることになっておりますので、横田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。横田会長、よろしく願いいたします。

○横田会長 それでは、最初の議題アとしまして、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画の進行管理状況等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○濱野主幹 環境総務課の濱野と申します。私から「議題ア 藤沢市一般廃棄物処理基本計画の進行管理状況等について」、ご説明させていただきます。

(スライド)

それでは、資料1をご覧ください。

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法で市町村が計画を定めなければならないものでございまして、その計画の進行管理状況につきまして、資料に沿って説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。

「ごみ排出量の状況」でございます。ここでのごみとは、廃棄物のうち産業廃棄物を除いた一般廃棄物でございまして、ご家庭から排出されたごみと事業者から排出された紙ごみなどになります。

上段のグラフは、前年度と比較した比率の推移を示したもので、下段の棒グラフは、白色が家庭系ごみ、斜線が事業系ごみになっており、1年間の排出量の推移を示しております。令和6年度の実績は、家庭系ごみが9万3,451トン、全体の77.3%、事業系ごみは2万7,491トン、全体の22.7%になっております。前年度と比較して、家庭系ごみ、事業系ごみ、いずれも減少している状況でございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

こちらは市民1人1日当たりのごみの排出量でございます。先ほど説明した項目に「資源を除くごみ排出量」という項目を2つ目に追加しております。この「資源を除くごみ排出量」は、家庭系ごみと事業系ごみを合わせたものから資源として収集したものを除いたものでございまして、主に焼却せざるを得ないごみの量となっております。令和6年度の家庭系ごみと事業系ごみを合わせたごみ全体の排出量は747グラム、資源を除くごみ排出量は575グラム、家庭系ごみは577グラムでございまして、前年度と比較して減少している状況でございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

こちらは本計画で目標としている項目を一覧にしております。次のページから順に達成状況を説明しますが、いずれも令和元年度を基準に、令和13年度を計画目標年度、令和8年度を中間目標年度としております。

4ページをご覧ください。

目標①は排出抑制目標でございます。令和6年度は747グラムで、前年度の758グラムと比較して減少しております。令和元年度の864グラムから令和13年度までに820グラムまで削減する目標とし、既に目標は達成している状況でございますので、来年度に予定しております本計画の改定時に、目標値について見直しを行う予定でございます。

5ページをご覧ください。

目標②、家庭系ごみの減量目標でございます。令和6年度は577グラムで、前年度の583グラムと比較して減少しております。令和元年度の646グラムから令和13年度までに609グラムまで削減する目標としておりますが、先ほどと同様に、目標は達成している状況でございますので、計画改定時に見直しをまいります。

6ページをご覧ください。

目標③、資源化率Ⅰで、ごみ排出量の全体に含まれる資源の割合になります。

令和6年度は24.5%で、前年度と同程度でございます。目標値は令和13年度までに25%としております。

この資源化率の考え方について、7ページをご覧ください。

こちらの棒グラフは、可燃・不燃ごみ、新聞や雑誌などの直接収集した資源、それと破碎したごみの中から取り出した鉄やアルミなどを中間処理後の資源として3つに分けております。資源化率は、ごみの総排出量のうち、直接収集した資源と中間処理後の資源の割合を示したもので、令和6年度を見ていただきますと、ごみの総排出量12万941トンのうち、直接収集した資源2万7,805トンと中間処理後の資源1,866トンを合わせますと、割合が24.5%になるものでございます。数量として、ごみ総排出量に含まれる資源の量が減少しておりますが、可燃・不燃ごみの量も減っていることから、資源化率は前年度と同程度になっております。

続いて、8ページをご覧ください。

こちらは資源化率Ⅱで、先ほどの資源化率Ⅰとの違いは、本市の焼却施設で発生した焼却灰を最終処分場で埋め立てをせず、市外の事業者に熔融処理による資源化を委託しており、この資源化した量を含んだ割合となっております。令和6年度は32.9%で、前年度と比較して0.2%増加しており、令和13年度までに35%を目標としております。

次に、9ページをご覧ください。

目標④、最終処分率でございます。こちらは最終処分場に埋め立てをしている割合です。令和元年度は0.26%で、目標として0.2%以下を維持するというものです。令和6年度は0.09%で、前年度と比較して同程度となっております、目標を達成できている状況でございます。

次に、10ページをご覧ください。

目標⑤、事業系ごみ排出量でございます。令和6年度は2万7,491トンで、前年度の2万8,390トンと比較して減少しております。令和元年度の3万4,670トンから令和13年度までに3万4,219トンに削減する目標としておりますので、既に目標は達成しておりますが、今後も事業系ごみを受け入れている焼却施設で抜き打ちの展開検査を実施し、事業者の適正な排出につなげていきたいと考えております。

11ページをご覧ください。

令和6年度のごみ排出量の増減を前年度と比較しておりまして、家庭系ごみ、事業系ごみ、いずれも減少している状況です。

12ページをご覧ください。

こちらは環境省が提供している市町村一般廃棄物処理システム比較分析でございます。藤沢市と都市形態が類似している全国の市と比較したもので、令和5年度の実績になります。五角形の各頂点が比較項目となっております、各項目について、中央の黒い実線が平均値です。また、濃い実線が藤沢市の状況を示しております。平均値の実線よりも外側にある項目が他市よりもすぐれている項目になります。

まず、一番上の「人口一人一日当たりごみ総排出量」は、ほぼ平均値と同じです。時計回りに「廃棄物からの資源回収率」と、次の「廃棄物のうち最終処分される割合」については、他市と比べてよい結果となっております。特に「廃棄物のうち最終処分される割合」は、本市は焼却灰を全て熔融化して資源化していることから、よい結果となっております。

一方で、「人口一人当たり年間処理経費」と「最終処分減量に要する費用」については、他市と比較して少し費用がかかっている結果となっております。最終処分場の延命化を図るために行っている熔融化する費用の影響が大きいと捉えております。

次に、13ページをご覧ください。

食品ロス削減目標でございます。食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまっている食品のことですが、国においては、平成 12 年度から令和 13 年度までに食品ロスを半減することを目標に掲げておりまして、それに合わせた本市の目標設定となっております。一番左側の平成 12 年度が 9,516 トン、一番右側の令和 13 年度の目標が約半分の 4,702 トンとしております。令和 6 年度は 5,033 トンで、前年度の 5,744 トンと比較して減少しております。食品ロスについては、市民や事業者の方の意識の向上が非常に重要で、市民にとっては最も身近に取り組めるものと考えております。引き続き目標達成に向けて取り組んでまいります。

14 ページをご覧ください。

生活排水処理率でございます。公共の下水道と合併処理浄化槽を利用する人口の割合で、令和 6 年度は 96.9%で、前年度よりも若干上昇しております。

15 ページをご覧ください。

ここから最後の 21 ページまでが管理指標となっております。各種施策を大きく 3 つに分けて、管理、評価を行うものでございますが、主な指標を抜粋して報告させていただきます。

それでは、16 ページをご覧ください。

1 つ目の 3 R に関する指標のうち、リデュースに関する取り組みでございます。①ごみ減量推進店の認定数でございますが、新たな認定数はございませんでした。

ここで資料の修正をお願いします。令和 4 年度の 3 月末認定店舗数が 145 件と記載してありますが、正しくは 143 件になりますので、申しわけございませんが、修正をお願いいたします。

次に、④フードドライブの回収量でございますが、前年度と比較して回収量が減少しております。食品ロスの削減に取り組む市民がふえているのではないかと期待をしております。

17 ページをご覧ください。

こちらはリユースに関する取り組みでございます。①不用品等交換制度でございますが、令和 6 年度から「ゆずってください」の取り扱いがなくなっております。②商品プラスチック等の回収量については、前年度と比較して回収量が大幅に増加しておりまして、マンションなどの共同住宅に専用車を出して回収するようになったことが増加の要因と考えております。

続いて、18 ページをご覧ください。

こちらはリサイクルに関する取り組みでございます。①生ごみ処理機購入補助等の実績でございますが、令和 5 年度に補助対象に追加したキッチンやベランダに置けるバグ型のコンポストは引き続き好評でございますが、前年度と比較して減少しております。

19 ページをご覧ください。

こちらもしリサイクルの取り組みでございますが、⑥施設での抜き打ち展開検査の実施につきましては、令和 5 年度から実施を大幅に増加しております。この実施により事業者の適切な排出につな

がっているものでございます。

20 ページをご覧ください。

2 つ目のカーボンニュートラルに関する指標でございます。前年度と比較して 3 つの項目全て減少しております。

最後の 21 ページをご覧ください。

3 つ目の環境美化に関する指標でございます。①一声ふれあい収集対象世帯数につきましては、令和 6 年度は 1,017 世帯で、高齢者数の増加にあわせて年々増加している状況でございます。②と③は清掃活動の参加人数で、前年度と比較して同程度の状況でございます。⑤除じん機による河川ごみ収集量につきましては、資料には令和 6 年度は速報値として 880 キロで記載をさせていただきましたが、確定値が出ましたので、お手元の資料の修正をお願いいたします。スクリーンに出ておりますが、905 キロになります。

次に、⑧施設の見学者数につきましては、令和 6 年度は 9,960 人で、前年度と比較して増加している状況でございます。⑨ごみ体験学習会と⑩出前講座の実施回数につきましては、前年度と比較して増加している状況でございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○横田会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ありましたらどうぞお出しください。

○野中委員 資料の見方を教えてください。2 ページの「ごみ排出量の状況②」の一番上の「ごみ排出量」というのは、家庭系ごみ足す事業系ごみではなく、何か別のものが入っているのでしょうか。

○菊地課長補佐 環境総務課の菊地と申します。

今のご質問、2 ページの「ごみ排出量の状況②」ですが、こちらは 1 人 1 日当たりのごみ排出量になっておりまして、資源とか、事業者さんから出るごみとか、そういったものを全部含めたものが一番上の「ごみ排出量」になっております。その次が、資源を除いた排出量 1 人 1 日当たりになっておりまして、次が家庭系ごみだけを出した 1 人 1 日当たりのごみ排出量、一番下が事業系ごみですが、こちらは 1 日当たりの量という形で出させていただいております。

○野中委員 そうすると、事業系ごみは 1 人 1 日当たりというのが出せないの、単純に足し算した数字にはならないということでしょうか。

○菊地課長補佐 そうですね。事業系ごみは 1 人当たりというのを出すことが難しいので、1 日当たりどのくらいの量かということを出させていただいております。

○野中委員 では、事業系ごみも含むという話であれば、「ごみ排出量」という一番上の数字はどのように計算されているのでしょうか。

○菊地課長補佐 全体のごみ排出量は令和 6 年度が 12 万 941 トンですが、こちらを市民の人口で割らせていただいて、あと年間の日数で割っているような形になります。事業者さんの数が市民の数

に入っていないのではないかというのもあると思うのですけれども、すみませんが、ここは人口で割らせていただいております。

○野中委員 わかりました。ありがとうございます。

○松浦委員 資料の 16 ページの「3Rに関する指標」の一番下の「フードドライブの回収量」ですが、これは市が実施しているフードドライブということでしょうか。市内でもいろいろな団体でフードドライブをされているので、そのところとの区分はどうなっているのかなと思ひまして。

○菊地課長補佐 こちらに出ささせていただいております回収量につきましては、藤沢市で集めたものになっております。今現在市民センターとか、環境総務課、あとリサイクルプラザ藤沢という廃棄物処理施設で集めさせていただいております、そちらの量を書かせていただいておりますので、民間の施設さんでやられている分については、ここの数字の中には入っておりません。

○松浦委員 ということだと、いろいろな団体でされていることもあるので、ここにある数字が例えばふえたからといって、すぐにフードロス削減に結びついたことにはならない。指標としても参考程度なのかな。また、フードドライブには賞味期限がある程度残っているものでないと思ひ出せないで、皆さん、共助という意味で、自分のお家で消費する可能性はあるけれども、助け合いで出そうということで、家に置いておいてもそれがフードロスに直接つながるとは限らないので、フードドライブの回収量がフードロスの削減になりましたと直接言えないのかなと思ひいう意見です。

○菊地課長補佐 福祉の観点というよりは環境総務課でやらせていただいているものについては、廃棄物になってしまうものを廃棄物にせずに寄附していただくというところで始めたものになっておりますので、福祉の観点とは違ひまして、こちらで集めさせていただいているものについては、できる限りご自宅で消費をしていただひ少なくなるということがいいかなと思ひているものになります。

○北野委員 1点質問でございます。まず、表紙の「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」についてですが、私はこれを読んだことがなくて、令和4年度に制定されたんですかね。それに対しての状況報告という形なので、これが頭に入っていないと何が書いてあるか理解できないということではよろしいですかね。

○菊地課長補佐 新任の委員の方には一般廃棄物処理基本計画をまだお配りしていなくて申しわけありません。この審議会の後に研修会をさせていただきますので、そのときに再度ご説明させていただければと思ひております。こちらは令和4年3月に改定してござひまして、こちらで定めている施策を展開していくことで、ごみの量を減少していこうという計画なのですけれども、その中で指標を定めてござひまして、今皆様にご説明させていただいたものを見ながら、ごみの減量が進んでいるかどうかを確認させていただいているものになります。

○北野委員 追加の質問ですが、こちらは市民に展開されている資料ですか。

- 菊地課長補佐　こちらはホームページで公表させていただいております。
- 北野委員　であれば、事前に言っていれば確認しました。
- 菊地課長補佐　申しわけありません。
- 北野委員　もう一点質問でございます。11 ページ、家庭系ごみ、事業系ごみ、両方とも昨年度から減っていますが、藤沢市としては、なぜ減になったか、その理由とかはどうお考えですか。取り組みとかが昨年度と今年度でそんなに変わっていると思っていないのですけれども、そこについてご意見があればお願いします。
- 菊地課長補佐　家庭系のごみが減少したというところで、明確にこれというのは申し上げられないのですけれども、基本的には、コロナ禍のときに、家庭から出ているごみの量がふえているのですけれども、その後に、皆さん減量に向けての意識とか、そういったものが醸成されたのかなと考えております。
- 北野委員　ありがとうございます。以上です。
- 横田会長　家庭ごみが減るというのは、ごみの袋の有料化が大分前にありましたが、あの影響がまだあるとはもう言えないですか。まだああいう効果もあるのではないかと思いますのですけれども。少しでも減らそうという排出者の気持ちとしてはですね。
- 高橋主幹　今おっしゃられたように、ごみの有料化は平成 19 年からやっておりますけれども、その当時から可燃ごみで 2 割、不燃ごみで 3 割程度減少して、現在においても引き続きそれとそう変わりない状況で減少傾向が続いておりますので、有料化は今でもかなり大きな効果を出しているのではないかと考えております。
- 横田会長　そういうことだそうですが、よろしいでしょうか。
- 北野委員　大丈夫です。
- 佐藤委員　資料の差しかえをされた 16 ページのごみ減量推進店の認定数とか店舗数という数字については、後で資料 3 のところでまた議題になろうかと思うのですが、私は藤沢市民ではなくて、あまり存じ上げず、申しわけないのですけれども、店舗の内訳といいますか、どんなお店がこれにご参加なさっているとか、市民の方々の認知度とか、あるいは認定されることによってどんなメリットがあるのか。増加ということが書いてあるのですけれども、そのあたりを教えていただくと、本来でしたら、これが目指すべき方向性としては、少し伸び悩んでいらっしゃる理由とかが、私たちもちょっと理解できるのかなと思っておりますので、ぜひ教えていただければと思っております。よろしくお願いします。
- 高橋主幹　ごみ減量推進店につきましては、この後、議題のウでお話をさせていただく予定でございますが、まず、ごみ減量推進店は、どのような店舗かということなのですけれども、基本的には、主に市内の小売店の中小企業さんに多くご参加いただいております。そういったこともありまして、

毎年、応募があったときには認定させていただくのですが、それと同時に、やはり小売店の中小企業様ですので、残念ながら閉店とか廃業なさる店舗もあって、なかなか店舗数がふえていかないのが現状でございます。本当に小さなお店から、セブンイレブンさんとか、ローソンさんといったチェーン店さん、ドラッグストア、こういったところでもごみ減量推進店には加わっていただいているところでございます。

あと、メリットですが、こちらにつきましては、「ごみNEWS」で毎年その店舗をご案内させていただいたり、認定店にはシールをお配りして、ごみの減量に取り組んでいただいているということを消費者の方にわかっていただけるような形でやっていたり、あとはホームページ等でご紹介などもさせていただいております。

○佐藤委員 横浜市でも、今食品ロスのサポート店といいますか、減らすお店をなるべくふやしてこういう動きがあるので、一般的なごみということももちろんですが、次の時代としては、プラごみですとか、食品ロスですとか、何かそういった焦点を絞った形の認定ということもあり得るのかなと感じましたので、一意見として申し上げます。

○横田会長 今の最後のご意見については、事務局として何かありますか。特によろしいですか。

○高橋主幹 この後、ウでごみ減量推進店をまたお話しさせていただきますので、それとあわせて回答させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○八幡委員 1ページ目ですが、事業系ごみの説明の際に、雑紙ですかね、「紙類であったり」とおっしゃっていました。その事業系ごみで、2ページ目の「事業系ごみ」にもいわゆる雑紙が含まれているのかという疑問です。

あと、11ページ目ですが、家庭系ごみで、「可燃」、「不燃・大型」と書いてあったり、事業系ごみだと、「可燃」、「不燃」と書かれているのですが、例えば家庭系ごみの「可燃」だったら、どういったものになるのか。「不燃」は、例えばプラスチック類とか。事業系ごみだと、「不燃」はどの分類に当たるのかとか、「可燃」はどういう分類に当たるのかというのを、軽くでもいいので、例として挙げていただけると、すごく身近に感じてわかりやすいのかなと思いましたので、ご教示をお願いいたします。

○菊地課長補佐 初めに、1ページ目と2ページ目の「事業系ごみ」のところに紙ごみなどが入っているかというご質問だったかと思います。事業者さんから出る事業系の一般廃棄物については、多くは厨芥類、レストランとか厨房とかから出てくる食品残渣とか、おっしゃるようにリサイクルができないような、例えば油が染みてしまっている紙くずとか、あとは割りばしとか、ティッシュとか、そういったいわゆる燃えるごみになるようなものが該当しております。

1ページ目と2ページ目のものについては、事業系一般廃棄物として出てきたものです。基本的には事業者さんの不燃ごみとなると、産業廃棄物になってしまうので、例えば不法投棄されてしま

ったものとか、そういったものが事業系の不燃ごみに該当します。そういったものを含めて、事業系ごみとして記載させていただいております。それを先ほどもご説明しましたが、人口で割るとというのが難しいので、年間の日数で割らせていただいたものが、2ページ目の1日当たりの発生量という形で書かせていただいているものになります。

○野中委員　ほかのごみ排出抑制目標というのは、既に目標を達成しているので、今度の見直しの際に、数値目標の見直しも考えているという話がありましたが、9ページの最終処分率については、長く0.2%以下というのを維持してこられているのかなと思います。こちらについて、0.2%以下というのはもう既に結構な達成率だとは思いますが、引き続き0.2%以下を維持することを目指すのか。少しでも下げる予定はおありなのかというところで、下げないとする、下げることのデメリットみたいなのも含めてご説明いただけるとうれしいかと思います。

○菊地課長補佐　9ページの最終処分率のところですが、もともと一般廃棄物の処理基本計画を改定したときの基準年度というのを令和元年度とさせていただいております。こちらの理由は、コロナがあったりで、ごみの量を推計するのがなかなか難しかったため、そこは外して令和元年度を基準年度にさせていただいております。

令和元年度は、災害が多く発生した年になっておりまして、例えば台風も2回ぐらい直撃しております。今、藤沢市の最終処分場に埋め立てているのが、瓦れきとかそういったものになっております。基本的には災害が多かった年を基準にしても、今0.26%という形なので、それ以降は0.2%以下を維持していきましょうという形の目標を立てさせていただいているのですが、災害があると、どうしても最終処分場に持っていかれる廃棄物がふえてしまいますので、そちらを見直しのタイミングのときに、どこまでそういったところをクリアしてもう少し目標を下げられるのか、もしくは0.2%以下を維持するというところでやっていくのか、そこも含めて来年度改定予定の中で見直しについては考えてまいりたいと思っております。

○松浦委員　先ほど11ページのところで、家庭系ごみが減っているということで、会長からも有料化の影響があるのでしょうかみたいなお話もありましたが、おとしでしたか、茅ヶ崎市が有料化を始めるタイミングで可燃ごみがすごく減ったそうですが、反対に容器包装プラがすごくふえたということです。今までちゃんと分別していなかったものが、有料化になったので、分別が徹底されるようになったという話を聞いたことがあるので、藤沢市でも可燃ごみが減っているということと、容器包装プラのごみの量との相関というか、関係があるのでしたら教えてください。

○高橋主幹　組成分析もそうですが、有料化した後を見ますと、可燃ごみの中に含まれている資源は10%程度しかなくて、それもペットボトルもそうですけれども、プラスチック製容器包装はほとんど見受けられないのです。含まれているのは、生ごみの水分を取るために新聞でくるんでいようなものとか、そういったもので、有料化後の組成分析を見ても、適正に排出されていますの

で、本市も茅ヶ崎市と同様、有料化によって市民の方のごみの分別に対するインセンティブはかなりあると思っています。その辺も引き続き維持できるように、これからもそういったものをPRしながら、市民の方に分別を進めていただけるよう行っていきたいと考えております。

○松浦委員 そうしますと、可燃ごみが減ったことと、その反対に容器包装プラがふえているということも特にはないということでしょうか。

○高橋主幹 そうですね。有料化のときに一番目立ったのが、やはり紙類が資源に出るところが非常に大きかったと思っています。それ以外のものも分別はきちっとできていますので、有料化によってプラが非常に多くなったということはなかったと考えております。

○北野委員 今の質問の続きになるかと思うのですが、廃プラスチックの排出量については年度単位で管理されているのでしょうか。自分の地区だと毎週金曜日に回収していますが、プラスチックトレイとか、その量については管理されていますか。

○高橋主幹 この表には出ておりませんが、藤沢市の場合、プラスチック製容器包装と、製品プラと言われるもの、藤沢市では商品プラスチックと呼んでいます。こちらの量についても毎年把握はしております。人口がふえると同時に、プラスチック類については若干伸びているような状況です。

○北野委員 廃プラスチックは1人当たりの排出量が年々ふえているということですか。

○高橋主幹 微増ではありますが、増加傾向にはございます。

○北野委員 承知しました。ありがとうございます。

○秀平委員 可燃ごみ等がいろいろ減っているというお話ですけれども、藤沢市さんはたしか焼却施設があったかと思うのですが、そちらに対して稼働に関する影響とか、そのようなものは出ていらっしゃるのでしょうか。

○根本所長 石名坂環境事業所の根本です。

当然ごみ量が減っているという中では、やはり運転日数が落ちているという形で、継続して動かさなければいけないので、処理量を落としまして、継続して運転しているという多少の影響はあると思います。

○藤原委員 最近、町内会とか地域では、紙の回覧とか、そういったものをなるべく出さないように、ペーパーレスということで、LINEとか、そういった形で回したらどうかということを手探り状態で今やっているところがあります。ですが、まだ紙媒体でないとできないという高齢者の方もいて、両方の形で今進めているところが多いのですけれども、それによって紙の資源ごみが減ったというような状況はまだ出てきてないでしょうか。

○高橋主幹 紙媒体につきましては、新聞ですとか雑誌類なども販売数が年々減っているということで、そういったものも含まれますけれども、本市で言うと雑紙類ですが、こちらについては年々減

少傾向という形になっております。

○藤原委員 市民センターでも極力紙媒体を使わないような方向性を示していただかないと、今までやっているからやりますというところがすごくありますので、改革をしていただければなと思っております。

あと、先ほどのお店のお話ですが、私の近くのスーパーマーケットやまかさんでは、1袋に5個も6個も入っていて食べきれないというお声がありました。そこにはお客様のお声箱があるので、その中にみんなでバラ売りをお願いしようよということで、バラ売りをお願いしますという紙を入れたら、その後バラ売りをしていただけました。直接その効果があったのかどうかはわかりませんが、声をかけていけば、いろいろ変わっていけるのではないかなと思っております。

○横田会長 よろしいでしょうか。

イ 藤沢市災害廃棄物処理計画の改定について

○横田会長 では、続きまして、議題のイに入りたいと思います。「藤沢市災害廃棄物処理計画の改定について」、事務局からご説明をお願いします。

○菊地課長補佐 環境総務課の菊地と申します。私から災害廃棄物処理計画についてご説明させていただきます。

本年度は計画の策定から5年以上が経過しました藤沢市災害廃棄物処理計画の改定を予定しております。この計画の位置づけですが、藤沢市が被災することを想定しまして、平時から藤沢市がどのような体制をとるのかとか、発生した災害廃棄物をどのように円滑に迅速に処理をするのかという必要な事項を取りまとめた計画になっております。

平成30年3月に策定した計画なのですが、本日は現行計画の内容を簡単にご説明させていただくのと、どんなところをポイントに改定を行うかについてご説明させていただきます。実際の審議については、第2回目の審議会から入らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事前に送付させていただいております資料2-1をご覧ください。

まず、現行計画の構成ですが、第1章から第4章までございます。

第1章は「基本的事項」になります。対象の災害や処理対象の廃棄物、処理期間などを記載しております。

第2章は「組織及び協力支援体制」になります。右のところに「組織体制」という図を載せておりますが、このとおり発災時には、環境部は3班9担当体制で処理に対応するという形になっております。また、神奈川県や連携自治体への応援体制について記載しております。

第3章は「発災時の災害廃棄物の処理」になります。右図に「がれき等の処理基本フロー」を載せております。こちらのように、どのように廃棄物を処理するかというのを記載しております。

第4章は「事前の備え」について書いてある場所です。発災時に迅速に対応できるように、平時から研修や訓練を行うということが記載されております。本市におきましては令和6年度に神奈川県が主催した仮置場の設置訓練がありましたので、そちらに参加させていただいております。右に写真を載せているのですが、こちらは訓練時の写真です。本庁の環境総務課だけではなく、北部環境事業所、石名坂環境事業所、環境事業センターといった施設も一緒に参加して訓練を行っております。

続きまして、A3の資料2-2をご覧ください。こちらは国が定めている「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインに基づく、現行計画の評価について」でございます。点検項目が11項目ございまして、それぞれチェックする内容がございます。本市の現行計画におきましては、30個チェックがあるうち、16個は反映できており、10個が一部反映できている、4個が反映できていないという評価になりました。ただし、このガイドラインは、藤沢市で策定した計画の後、令和5年4月に作成されているものになりますので、こちらは計画を見直す際に確認するという形で使わせていただいております。

今回は、一部反映がされているものと、反映ができていないものについて、計画の改定については今年度どのようにやっていくのかという方針を簡単にご説明させていただければと思います。

まず、NO.1「庁内体制の確立」の2つ目の「チェックの内容」の「組織体制には、建築・土木職等の技術職が必要である旨」が書いてあるかどうかというところです。こちらは一部そういった職員が必要だということまでの記載はあるのですが、担当課までは明確にはなっておりませんので、そういった細かいことについては計画の中に入れるのではなくて、マニュアルで対応させていただくということで考えております。

続きまして、NO.2「スケジュール検討」についてです。こちらでも現行計画に記載はあるのですが、大まかな内容になっておりますので、こちらの表をより細分化した内容で計画に載せさせていただこうと考えております。「改定方針」のところに「表1-6」と書いてあるのですが、これも、「表1-3」の間違いです。申しわけありませんが、修正をお願いいたします。

次に、NO.3「発生量推計」です。現行計画でも発生量の推計は行っておりますが、令和7年3月に神奈川県の地震被害想定調査が見直されておまして、建物被害棟数に変更になっていることや、国の技術指針も改正され、より実績に近い形での推計式が示されましたので、最新の発生量推計を行うという形で修正させていただきます。

次に、NO.4の「広報」の2つ目ですが、現在、住民や災害ボランティアへの広報のひな形が用意されているわけではありませんので、平時に作成する計画を記載させていただきます。また、3つ目の現行計画では、市民の方へ災害の情報提供をどのようにするかという手段は整理されているのですが、周知はなかなかできていないということがございますので、新規に「市民ハンド

ブック」を作成しまして、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、裏面をご覧ください。NO.5「片付けごみ対応」についてですが、現行の計画には記載がありませんので、新規に記載をさせていただきます。

NO.6は「仮置場の確保・設置」についてです。こちらの一部反映はしておりますが、新しい国の指針や技術資料の内容に更新をさせていただきます。

NO.7は「仮置場の管理・運営」になりますが、受付での留意事項とか、便乗ごみ対策についての記載を新しい計画でさせていただき、細かい内容についてはマニュアルで対応させていただく予定で考えております。

3ページ目ですが、NO.9「計画の点検・共有・改定」につきましては、計画上で点検すべき項目について整理をすることと、あと計画改定のタイミングなどを記載する予定です。市役所の職員は異動が2～3年と早いので、この計画の内容をきちんと整理できていないと、実際に発災したときになかなか動けないということがあります。こういったところを、きちんと計画に書いてまいりたいと考えております。

最後に、NO.10「平時の備え」のところで「関係者との連携」です。こちらはごみカレンダーやわかりやすいパンフレットで広報をすることが書かれているのですが、今ごみカレンダーはいろいろと情報を載せているので、そこに新しく災害のことを入れるのは、なかなか難しいところがあります。令和7年3月にご家庭にお配りさせていただいている「ごみNEWS」では少し触れさせていただいたのですが、今回の改定に伴いまして、先ほども申し上げましたが、「市民ハンドブック」を新しく作成させていただきまして、皆様によりわかりやすい周知方法ができるようにさせていただければと考えております。

以上が現行計画の評価と改定の方針になります。

次に、お戻りいただいて申しわけないのですが、資料2-1の裏面をご覧ください。今ご説明させていただきました現行計画の評価から改定するものの計画の内容について簡単にまとめさせていただいたものになります。

まず、「計画改定の趣旨」としては、主に2つございます。1つ目は、国の対策指針が改定されて、従来どおりの災害廃棄物の全体量を把握する推計式に加えまして、今、現行計画にない片づけごみの発生量を推計するための推計式が示されましたので、こちらを反映させること、2つ目は、令和5年4月に、今申し上げました「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」が策定されましたので、先ほどの現行計画の評価を踏まえまして、計画に記載すべき事項を反映していくことになっております。

改定する計画のポイントとしましては、今と同じ4章仕立てを考えております。

第1章では、災害廃棄物処理のタイムラインや処理スケジュールを細分化した内容に修正いたし

ます。

第2章については、令和7年度の組織改正を反映させた災害発生時の組織体制に修正をいたします。冒頭で、令和7年に組織改正があった旨お伝えさせていただきましたが、現行の計画ではそれが反映されておりませんので、そちらも踏まえた形で修正をさせていただきます。それから、「市民ハンドブック」を新規に作成して、災害時の廃棄物に関する情報提供手段について新しく作成をさせていただきます。

第3章では、新しい推計式を用いた災害廃棄物発生量の推計に修正して、それから片づけごみに関する記載を追加、そして事業者から排出される災害廃棄物の処理の考え方についての記載を追加いたします。現行の計画ですと、事業者さんのごみについては特段触れていないので、そこを整理する考え方を出ささせていただこうかと考えております。

第4章の「事前の備え」につきましては、仮置場での受付の留意事項とか、便乗ごみ対策の記載を追記させていただきます。あと、「市民ハンドブック」を新規作成して、災害廃棄物対応に係る周知・広報をさせていただく予定で考えております。

最後に、資料2-3をご覧ください。災害廃棄物処理計画の改定のスケジュールになります。今日は現行計画のお話と、改定をするときのポイントをお話しさせていただいたのですが、第2回目以降からは審議に入ります。今の予定ですと、7月に第1次素案を出させていただいて、そこで審議をしていただき、9月に第2次素案、10月にパブコメ案、1月に最終案の審議を予定しております。また、この間の11月から12月にパブリックコメントを実施し、12月と2月には議会報告を行って、令和8年3月に計画改定をする予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○横田会長 ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますか。

○藤原委員 片瀬地区におきまして、令和4年からことしで4回目になるのですが、災害ごみに対する周知を今やっているところです。その中で、仮置場が5カ所ぐらいあるということですが、その場所というのは公表することはできますか。それからあと、一時仮置場も予定として公表することができるのか。

というのは、「一時仮置場ができるよ」というと、「ああ、あそこの公園だろ」とか勝手に決めてしまわれる。それがもう既に勝手に仮置場になってしまっている。「いや、そこじゃないよ。どうなるかは発生時に決まることなので」ということをいろいろ連絡しているのですが、早合点する方は、「ああ、あそこあそこぐらいだろ」となってしまう。それをされると困るので、ある程度候補が上がっているのであれば公表できるのかというところです。

逆に、公表してしまうと、そこだと決めつけられてしまうというのも、また怖いところです。地

割れがあったり、ほかの用途に使うのであれば、それも不可能なので、そこら辺のあんばいみたいなものというのはどうなのでしょう。

○菊地課長補佐 仮置場の件ですが、まず、資料２－１で、小さくて申しわけないのですが、「がれき等の処理基本フロー」を載せさせていただいております。その上にある灰色で塗られた「仮置場」のところの「一次仮置場」だったり、「二次仮置場」になり得るものにつきましては、藤沢市の地域防災計画ですとか、今ご説明させていただきました災害廃棄物処理計画に載せさせていただいております。例えば最終処分場の跡地、葛原最終処分場とか、葛原第二最終処分場とか、そういったものは公表させていただいております。

この図の１個前の「緊急仮置場」「一時仮置場」ですが、今、藤原委員もおっしゃっていただいたように、その周辺に出されてしまうと、例えば緊急車両が通る際に支障が出てしまうようなところとか、そういうところに廃棄物を置かれてしまうと、収集がなかなか困難になる。やはり災害時も分別がどうしても必要になってしまいますので、そこについてはどのようにやっていくかというのは計画の中に書かなければいけないかなとは思っておりますけれども、一時仮置場までを計画の中で「ここですよ」と公表するのは難しいと考えております。災害の規模とか、災害が発生して、例えば海の近くだと、津波とかもあると思います。そういった状況を確認した上で、設置をするという形になりますので、市からのお知らせをお待ちいただくというような内容になってしまうかなと考えております。

○北野委員 国から出されているガイドラインについての質問ですが、資料２－２でいただいている１１項目がガイドラインの全てと考えてよろしいのでしょうか。

○菊地課長補佐 おっしゃるとおりです。

○北野委員 あと、チェック項目ですが、これは全て守らないといけないものなんですか。

○菊地課長補佐 計画への記載が必須の項目と、計画の実効性を向上させるために重要な取り組みだったり、確認をする事項というのが分かれております。今、口頭で申しわけないのですが、例えば NO. 1 ですと、２つチェック項目を載せさせていただいております。一番上に「関係他課を含む庁内の組織体制及び各担当の廃棄物関連業務の内容が記載されている」とありますが、これが必須の項目になっております。２つ目の「組織体制には、建築・土木職等の技術職が必要」のところについては、先ほどマニュアルで対応させていただきますというご説明をさせていただいたので、こちらは計画の実効性を向上させるために確認が必要な項目になっております。

ほかのナンバーのところでも、計画への記載が必須のものと、取り組み内容で確認が必要なものがございまして。記載が必須のものでまだこちらに書けていないものや一部反映しかできていないものは６項目ほどになりますが、こちらは必ず計画に記載するということで考えております。

○北野委員 ありがとうございます。項目数が多くて大変だとは思いますが、よろしくお願いします。

いたします。

○八幡委員 私から2点あります。

1点目は、漏れていたら申しわけありません。資料2-2の評価の欄で「現行計画書表2-1に」とか、「1-3に記載があるが」と書いてあるのですが、この現行計画書表というのが、きょうは用意されておらず、そちらのほうにありますよという意味合いですか。

○菊地課長補佐 すみません、計画は刷ってないので、お配りはしていないのですが、今回ご説明させていただいたかったのは、計画に書いてあるものを見ていただくというよりは、今こういうのが書いてあるのだけれども、チェック項目からすると、ちょっと足りないところがあるので、改定しますというところを、まずご説明させていただければと思いましたので、そのような形でご理解いただければと思います。

○八幡委員 もう一点目が、「△：一部反映ができていない項目」とか「×：反映できていない項目」があると思うのですが、これを令和8年の3月改定予定、ここに向けて全て「○」、反映できるように目指していくという理解でよろしいでしょうか。

○菊地課長補佐 おっしゃるとおりです。先ほどのご質問にもお答えさせていただいた内容と重複してしまうのですが、計画に記載が必須なものについては書かせていただいて、確認項目という部分につきましては、細分化した詳細なものを全て計画に入れるのはなかなか難しいので、マニュアルで対応させていただいたり、別の方法をとらせていただくかもしれないのですが、基本的にはそのようなことで考えております。

○横田会長 ほかにはございましょうか。——ないようでしたら、きょうはこの程度にしておきたいと思います。

ウ ごみ減量推進店制度の見直し（今後の在り方）について

○横田会長 では、続きまして、議題のウ「ごみ減量推進店制度の見直し（今後の在り方）」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○高橋主幹 環境事業センターの高橋です。私からご説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

まず、1「ごみ減量推進店について」です。この制度は、平成4年度から市民・販売店・行政が一体となって、「ごみを売らない、買わない、出さない」運動を展開するため、これらを実践している販売店をごみ減量推進店として認定しております。

制度発足当初は、ごみの減量・分別といったことに対し、法整備も少なく、市民の意識もまだ醸成されておらず、社会全体で取り組みを進めていく必要があります、ごみ減量推進店として認定されることで、ごみ減量に取り組んでいる店舗であるということを消費者にアピールでき、認定申請も増

加傾向でございました。

この制度が発足して 33 年経過し、目標の認定店舗数としては 200 店舗でございますが、現在 137 店舗となっております。申請状況につきましては、令和 3 年度で 141 店舗、令和 4 年度で 143 店舗と増加しておりましたが、令和 5 年度には新規に 1 店舗を認定いたしました、廃業が 7 店舗あったため、前年度と比較しますと減少しております。令和 6 年度につきましては、申請件数が 0 件となっている状況でございます。

次に、2「制度の見直しの考え方について」。制度発足から 30 年以上が経過し、その間さまざまなサイクルに関する法整備がなされ、ごみの減量や分別につきましては、社会全体として取り組むべきことということで浸透しております。このような背景から、認定店舗件数が減少傾向にあること等を踏まえまして、この制度につきましては廃止の方向で検討したいと考えております。

3「他市の状況」でございます。県内には 19 の市がございますが、本市同様の制度を実施しておりますのが、表にある 6 つの自治体でございます。そのうち相模原市、茅ヶ崎市につきましては、ことしの 3 月をもちまして制度を廃止しております。

裏面に移りまして、4「ごみ減量推進店認定委員会の意見」でございます。ごみ減量推進店の認定に当たっては、関係団体等の方から構成されるごみ減量推進店認定委員会を開催し、認定を実施しております。こちらの委員会へことしの 2 月に現状と課題を共有し、ごみ減量推進店に関する今後の取り組みについて、各委員のご意見を伺いました。具体的な意見といたしましては、「どのような店舗が認定を受けているのか。普段利用しているスーパーマーケット等で認定ステッカーを貼付しているところをみたことがない」とか、「認定に当たっての視点を変えることも必要では」といったご意見等がございました。

次に、参考といたしまして、5「ごみ減量推進店の認定条件」でございます。まず、1「商品の包装簡素化」、2「買物袋（かご）持参の奨励」、3「指定収集袋のレジ袋化」、4「再資源化」のいずれかの事項を実施していることと、5－2に記載している事項のいずれかについても実施している店舗となっております。

最後、一番下段に、ごみ減量推進店の中で特筆的な取り組みの店舗として、フードバンク活動への参加とか、事業系排出物（生ごみ）の飼料化、A I を取り入れて発注計画を作成することによってフードロスを削減していることなどを実践している店舗がございます。

説明は以上となりますが、委員の皆様からご意見を賜り、この制度のあり方を検討するに当たって参考とさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○横田会長 それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問ありますか。

○藤原委員 2 点ほどお伺いしたいと思います。

1 点目が、もしこの推進店をやめてしまうのであれば、今現在貼ってあるステッカーを外すとい

う形になるのでしょうか。

○高橋主幹 廃止に向けての検討は進めていきたいと考えておりますが、実際に廃止となった際に、今貼付していただいているステッカーについては、はがすことも含めて、まだ検討に至っておりません。検討する際は、その辺についても議論していきたいと考えております。

○藤原委員 2点目ですが、これが認定されましたら、補助金とかそういったものが出ているのですか。何か利点、メリットがあるのでしょうか。

○高橋主幹 先ほどメリットがあるのかというご質問もございましたけれども、メリットといいますと、先ほど申し上げたように、ステッカーが貼れて、市民の方に、そういった減量に取り組んでいる店舗だということがアピールできることと、年に1回出しております「ごみNEWS」に店舗名が載るとか、あとはホームページですとか、あと環境ポータルサイトで「ふじさわエコ日和」というのがございますが、そちらでのご紹介など、こういったところが主なメリットとなっております。

○藤原委員 引き続きで申しわけないのですが、そうやって店舗名を表示することによって、ちゃんとやってないのではないかと、そういったクレームみたいなものは入っていますか。

○高橋主幹 今までそういったものをいただいたことはございません。

○前田委員 藤沢市環境連絡協議会の前田です。

まず、質問というか、ごみ減量推進店には何かメリットがありますかと先ほど聞かれていました。私たちの会は環境もやっているんで、環境に配慮しているお店として、むしろお店を宣伝できるわけですよ。そういうのでシールを貼ったりすることをやっていたと思うのです。

質問ではなくて提案です。私は秋祭りという市民センター祭りをやっているのですが、そのときにごみ問題が毎年出てきます。何を問題にしているかというと、ごみを私たちがもうずっと片付けている。販売店で出したごみ、あるいは販売したものは、全部販売店で回収しなさいとやっていますが、あまり理解しない人は、販売している外側にごみ箱を置くと、いろいろな市民の方がいて、ごっちゃに入れてしまうのです。それも私はちゃんと分別して出すように表示しなさいとやっているのですけれども、なかなか踏襲できないと、ごみをごみ業者に持っていつてもらおうという提案が必ず出てくるのです。

長くなるのでもうやめますが、要はお店がごみを分別することも大切なのですが、祭りのときも分別してほしい。私たちがボランティア活動をやっているときも、今は分別が当たり前なのですが、どうも年齢の高い方になると、私も高いのですが、ほとんど理解されない。今は保育園とか幼稚園、小学生も、分別というのは非常にしっかりやってくれるのですが、年齢の高い人は、ボランティアが分別するのはおかしいだろうなんて言うのです。だから、要は藤沢市として何か分別のシールなりイベントもやっているという表示をしたいなと思っているだけです。

○横田会長 今のご意見に対して事務局として何かお考えがございいますか。

○高橋主幹 お祭りのごみの分別ということですが、本市としてもお祭りの際にコンテナとかネットの貸し出しなどをして、資源は資源としてきっちり分別をしていただくということをお願いしているところがございます。日常生活とか家庭の中ですと、分別は皆さんかなり意識されているところがあると思うのですが、お祭りとかイベントになると、少し緩むところもあるのかなと思いますので、今後は機会があればそういったものもPRしながら、常日ごろ分別に心がけていただければよいように我々も取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○北野委員 推進店制度の話と少し離れてしまうのですが、前田委員からの提案の話に対して、一市民として考え方を述べたいと思います。

祭りとか、フェスティバルとか、そういったものに私もよく行ったりしますが、ほかの方も行かれると思うのですが、場所によって全然違うんですね。ちゃんと掲示されているところもあるし、掲示されていないところもある。藤沢市民なので、逆に言うと掲示されていないところはこうしたらいいのかと困っちゃうのです。

だから、そういった面では、藤沢市としては取り組みをしているけれども、ほかの場所ではしていないということがあるので、事務局に依頼という形なのか、よくわからないのですが、国に対してちゃんと分別するという考え方を、日本国民に対して周知徹底してもらえないかな。フェスティバルにおいても同様だと思うのです。そこでやってもらわない限り、みんなが迷ったら、結局誰もやらないと思うのです。だから、迷わないようにしてほしいというのが一般市民としての希望です。

○横田会長 なかなか難しい問題ですが、事務局のお考えがありましたら、お考えをお願いします。

○事務局 橋詰先生、ご発言どうぞ。

○橋詰委員 よろしいですか。説明を聞いていると、認定条件というところに書かれているようなことは割と伝達してきたということなのかな。いわば成果を上げたということなのかなと僕は理解します。これは計画自体は評価できると思うのです。だから、その上で、結局これを進めるためには何かと考えると、今の時代にうまく合うことを、優先的に受け入れをしなくてはいけないと思うのです。その上で今やれることは、これのかわりに何かあるのかなということを考えてもいいのだろうと思うのです。

そうすると、これはごみ減量推進店ですから、要は販売店なんですね。販売店にやってもらうことは、ここに書いてあること以外にもあるかもしれないし、さらに販売店以外、つまり、生産者ですよね。生産者にやってもらう部分もあるのではないかな。もっと言うと、今ごみの世界でいろいろと気になっているところは、プラスチック問題であったり、フードロスであったりするじゃないですか。特にプラスチックで考えると、ご存じのとおりプラスチック資源は、プラスチック資源循環促進法ができて、物をつくったり、使ったりしている人、両方にそれを減らすという努力を求めている

いるわけじゃないですか。

だから、藤沢には物をつくっている人もいるわけであって、プラスチックからほかに切りかえることをやっている人を、認定制度なのか、ネーミングはとにかく、仕組みはとにかくとして、何かそういう登録かもしれないし、認定かもしれない。その認定をしていくための仕組みというのは別の課題として考えてもいいんじゃないかなと思いますね。それはフードロスもあるかもしれないし、そういうことをむしろこれから先の課題として考えるということがあってもいいのかなと思います。

○横田会長 ありがとうございます。認定の件だったですね。

○川越委員 認定を受けたら、毎年何か更新みたいなものがあるのか、一度認定を受けると、もうそのままずっと続くのかという点を教えていただきたいです。

○高橋主幹 認定を受けられた店舗につきましては、継続的にそのまま認定店という形で認定しております。

○川越委員 ということは、ごみ減量推進店制度自体はいいことなのですが、やめたいというか、廃止の方向ということは、要するに、効果とコストの関係かなと思うのです。そうすると、コストとしてはあまりかかってないということですか。

○高橋主幹 認定委員会を開くに当たって、認定委員の方の報酬というのはございますけれども、基本的にはそれ以外にはコストはかかりません。シールはございますけれども、基本的には大きなコストは特段かかっていない状況でございます。

○川越委員 ということは、効果があまりなくなったという立場におられて、これからだと思いますけれども、今のような提案をされるという考えでよろしいのでしょうか。

○高橋主幹 残念ながら昨年度は認定を希望される店舗がなかったのですが、そのように、ごみの分別とか減量そのものが、ある意味、当たり前時代になってきた。橋詰委員からお話があったように、今ここに書かれている認定の要件そのものが、ある意味で当たり前で、いろいろな店舗でおやりになっていただいて、特段この認定制度によってアピールをしなくても、個々の店舗できちっとそういうものを行っていることを消費者にアピールできているという形が今社会全体にございます。そういうことを考えると、これをこのまま継続するのは、今の時点では難しいかなと考えております。

○事務局 橋詰先生への回答が漏れてしまっていたので、回答させていただきます。

○高橋主幹 それと、橋詰先生からお話があったように、これまで店舗だけ、販売店だけということだったのですが、生産者にもそういったものの役割を果たしていただくべきではないかということです。確かにプラ新法ができて、実際に生産する段階からリサイクルのことを考えて、サーキュラーエコノミーという考えのもとに、生産する側に、プラスチックのリサイクルも含めて、そ

ういった取り組みを進めるよう、国のほうからも法律が整備されてきておりますので、本市につきましても、一市町村で生産者に呼びかけるというか、働きかけることはなかなか難しいのですけれども、国の取り組みと同様に、本市もそういったものに事業者さんにも取り組んでいただけるよう呼びかけてまいりたいと考えております。

○横田会長 結局、市町村で行っている処理事業というのは、主として排出者に対するサービス事業ですから、排出者と直接かかわるのは、生産者というよりは、やはり小売店になるということが第一義だということなんですね。

○秀平委員 市民ではないので、この制度自体初めて聞いたのですけれども、そもそもこの制度は、どのくらい市民の方が知っているものなのかということです。認知度ですね。それと、そもそも対象となるような店舗がどのくらいあって、どの程度が認定を受けているのかを前提として教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋主幹 残念ながら認知度というところで言うと、かなり低いです。というのは、認定する際の委員会の委員の方からも、先ほども言いましたけれども、実際に近隣でこれをやっている店舗を見たことがないとか、ステッカーを貼付したところを見たことがないとか、そういったお話も直接いただいておりますので、この辺は確かに我々の周知不足というところもあるのかもしれません。毎年「ごみNEWS」で全戸配布しているものに記載はさせていただいておりますけれども、それでもなかなか認知度が上がらないというのが正直なところです。

店舗数については、今お話ししたように、現在 137 店舗ですので、市内の小売店舗というと、数がわかりませんが、中小から大規模の店舗までかなりの数がございますので、そういった意味では、この認定制度を受けている店舗は数%かなと考えております。

○野中委員 先ほど藤原委員からも、小分けにして売ってくれるとか、例が挙がっていたと思います。この中で、認定要件の中にも、生産者とか卸売業者とか、仕入れ先に対して、小分けだったり、簡素化を依頼するみたいなのも入ってはいますが、それはマストではなくて、この中のどれかという話になっているという理解なんです。

おっしゃるように、今、商品の包装の簡素化とか、マイバッグを持っていくというのは、ほとんど社会常識になってきているというのもありますけれども、一方で、小売店さんとして、もうちょっと突っ込んでやっていただければ、ほかのお店と差別化して、よりごみを減らそうという取り組みをしているところの要件を目立たせたり、あるいは要件を新たに設定し直すことで、制度の名称はこのままいくのかどうかというのは別問題として、この認定制度を維持するという考え方もあるのかなと思うのです。

先ほど橋詰先生がおっしゃられたのも同じような話で、効果が減ってきたので、単純に廃止としてしまうのが、コスト的にもあまり効果もないしねというところで、そういう方向性も 1 つだと思

うのですけれども、認定要件を見直して、新しい形で継続するということもあり得るのかなと思うのですが、今回この議論は、どちらかをこの場で決めるという話なのか、それともこれから議論を続けていきたいという話なのか、そこがわからないので教えていただければと思います。

○高橋主幹 私どもで現段階では廃止の方向で検討はしているのですけれども、ある意味でそういった認定条件を変えて、今の時代に合ったものに、名称も含めて変更があり得ると思うのですけれども、今の時代に合った取り組みをなさっていただいている店舗さんですとか、そういったところが、消費者にアピールできて、それが減量ですとか、環境に配慮する社会全体の醸成につながるような、そういった仕組みとして、このまま継続できるのであれば、それも検討の余地は十分あると考えております。今、委員がおっしゃられた部分も含めて、今後もこのあり方については検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○横田会長 そうすると、まだ廃止というふうにはっきり決めたわけではないということですか。

○高橋主幹 はい、そうです。

○大久保センター長 委員の皆さんのいろいろな意見を聞かせていただきました。認定店の現状も、今回話をさせていただいて、実は議会からも、これはどうなのかということで話が出ているのです。効果はあるのでしょうか。件数がなかなか上がらない。検討したらどうですかということで、我々としても、では、減量審で委員の皆さんの意見を聞いてみようということで、今回出させていただきました。

今後ですが、とりあえず委員さんの意見を今回伺いましたので、どうしていくのかということは今後市側で検討していくことになります。とりあえずきょうの意見を参考にさせてもらって考えていきたい。橋詰委員から別の方法で継続させる方法もあるのではないかと。別の方法でという話もありましたので、そういったところも当然その検討や研究の中に入っていくことになります。

この制度が始まったときはどのぐらいの市民の認知度があつたのかなという先ほどの質問がありましたけれども、恐らく平成4年にこの制度が始まったときには、やはり減量という問題が浸透していなかったということで、相当反響があつたのではないかと思います。実際にここに数値がないのでわかりませんが、その当時は、やはりうちもこういうことをどんどんやっていくよということで、店側も工夫して、では認定しようかなということであつたと思います。

それが、今説明していましたが、だんだんごく当たり前になってきてしまったということで、なかなかこの制度はどうなのかなという状況になったのかなと思います。きょうはそういった皆さんの意見を聞きましたので、今後研究していきたいと思います。きょうはありがとうございました。

○横田会長 事務局からの説明は終わりましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。——ないようでしたら、これで議題を終わります。

(4) その他

○横田会長 次に、「その他」に移りますが、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

では、事務局から何かございますか。

○戸塚参事 ございません。

○横田会長 では、以上をもちまして本日の議題は終了させていただきます。事務局に議事をお返しいたします。

○戸塚参事 横田会長、ありがとうございました。

本日の議題につきましては全て終了となります。

閉会に当たりまして、環境部長の村山からご挨拶申し上げます。

○村山部長 それでは、閉会に当たりまして、簡単ではございますが、一言ご挨拶させていただきます。

本日はお忙しい中を、委嘱式、そして第1回の審議会ということでご出席いただきまして、誠にありがとうございました。また、新たな任期の委員ということでお引き受けをいただきまして、改めてお礼を申し上げます。

冒頭、市長からのご挨拶もありましたけれども、今年度、本審議会で審議を予定しています主なものを少し紹介させていただきますと、先ほど議題の中で事務局からご説明しあげましたが、藤沢市災害廃棄物処理計画の改定、まずこちらがメインの議題となっていくかと思っております。そのほかにも、北部環境事業所内の敷地の中にし尿処理施設がございます。こちらは茅ヶ崎市と寒川町の2市1町で、今後広域化していくということで、こちらの施設の整備計画も今年度策定していく予定ですので、このあたりもこの審議会で審議をさせていただく予定でございます。

そのほか、市長のご挨拶でもありましたけれども、現在進行中の施設整備ということで申し上げますと、石名坂環境事業所では現在基幹的設備の改良工事を行っておりまして、令和11年度供用開始になるのですが、それに向けていよいよ工事が本格化してまいります。こちら情報提供を含めて、させていただきたいと思っております。

そのほか、最近の話ですと、この4月から、現在集積所で収集をしています段ボールや新聞あるいは古布類といった資源を含めました全品目の戸別収集ということで、今一部地域で全品目戸別収集の試行収集を開始しております。この試行の中で、いろいろ収集体制の確認であったり、さまざま課題を洗い出しまして、段階的にこの試行範囲も今拡大していく予定でございます。このあたりの情報につきましても、皆様にお諮りといいますが、情報の提供をさせていただきたいと考えております。

本日も最初の第1回目ということでございましたが、さまざま皆様から多くのご意見をいただき

まして、活発な議論ができたのかなと思っております。今後も引き続き本市が取り組みます廃棄物の施策に関して、さまざまな見地から忌憚のないご意見をいただき、それを施策に反映していきたいと思っておりますので、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。2年間どうぞよろしくお願いいたします。

○戸塚参事 最後に、事務局から2点ほど事務連絡がございます。

まず、1点目でございますが、この後、新任の委員を対象とした研修会を予定しております。内容につきましては、一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物処理実施計画、この2つの計画の概要をご説明させていただきたいと思っておりますので、ご希望される方はこのまま席でお待ちください。

それから2点目でございます。先日、郵送で皆様に報酬関係の書類をお願いさせていただきました。例えば振込先のお口座ですとか、そういったものの提出でございます。この後、担当者が皆様の席に回収に回りますので、よろしくお願いいたします。本日お持ちでない方は、その旨をお申し出ください。

以上、2点でございます。

それでは、以上をもちまして第1回廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。

なお、次回第2回の審議会につきましては、7月17日（木）の開催を予定しておりますので、ご予定いただきますようお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

午後4時16分 閉会